

出入国在留管理政策懇談会資料

第3回会合

（難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について）



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

令和7年3月26日
出入国在留管理庁

- ① 我が国の難民受入れの歴史的経緯（p 2）
- ② 難民及び補完的保護対象者の定義（p 3）
- ③ 難民認定等手続全体の概要（一次審査から審査請求まで）（p 4～p 6）
 - ③－1 難民認定等手続の流れ（全体）
 - ③－2 難民調査官の事実の調査
 - ③－3 審査請求手続（難民審査参与員制度）
- ④ 難民認定等申請中の者の在留資格・不法滞在の整理（p 7）
- ⑤ 一時庇護上陸許可（p 8）
- ⑥ 難民認定等手続に関する各種統計（p 9～p 17）
 - ⑥－1 難民認定申請者数の近年における推移（全体）
 - ⑥－2 難民認定申請者数の近年における推移（国籍別）
 - ⑥－3 難民認定申請者の申請時の在留資格・不法滞在の状況
 - ⑥－4 難民認定申請（一次審査）の処理状況
 - ⑥－5 補完的保護対象者認定申請（一次審査）の申請・在留・処理の状況
 - ⑥－6 審査請求数の近年における推移（全体・国籍別）
 - ⑥－7 審査請求の処理状況
 - ⑥－8 難民及び補完的保護対象者の認定状況
 - ⑥－9 我が国における難民等保護の状況（難民、補完的保護対象者、人道配慮）
- ⑦ 難民等を適正に保護するための入管庁の取組（p 18）
- ⑧ 審査期間の長期化（現状及び対策）（p 19）
- ⑨ 第三国定住による難民の受入れ（p 20）
- ⑩ 難民等の支援（p 21）
 - （参考）
 - ⑪ 難民認定等申請の振分けの変遷（④関連）
 - ⑫ 令和5年改正入管法審議における参議院の附帯決議（⑦関連）

難民受入れの経緯

- 昭和53年 インドシナ難民の受入れ開始
- 昭和56年 日本が難民条約に加入
「出入国管理令」等の関連する法律の改正（難民認定制度の整備）
- 昭和57年 難民議定書に加入
難民条約、難民議定書発効
「出入国管理及び難民認定法」の施行
- 平成16年 難民認定手続の見直し（難民審査参与員制度の導入等）を内容とする入管法改正
- 平成22年 パイロットケースとしての第三国定住による難民の受入れ開始
（タイのキャンプに滞在するミャンマー難民の受入れ）
- 平成27年 第三国定住による難民の受入れの本格的実施
（マレーシアに滞在するミャンマー難民の受入れ）
- 令和 元年 第三国定住による難民の受入れの拡大の決定
（アジア地域から年間60人の難民（出身国・地域を問わない）の受入れ）
- 令和 5年 補完的保護対象者認定制度を創設する入管法改正

我が国が受け入れた「難民」

条約難民（入管法上の難民認定手続により難民認定した難民）	1,610人（昭和57年～令和6年）
補完的保護対象者（入管法上の補完的保護対象者認定手続により認定した者）	1,663人（令和5年～令和6年）
第三国定住難民	323人（平成22年～令和6年9月）
※インドシナ難民（受入れ終了）	11,319人（昭和53年～平成17年）

難民及び補完的保護対象者の定義



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

難民

入管法上の難民の定義

- 人種
- 宗教
- 国籍
- 特定の社会的集団の構成員であること
- 政治的意見

難民条約
難民議定書 } に規定

これらを理由（①）に、迫害（②）を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖（③）を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそれを望まないもの（④）

補完的保護対象者

補完的保護対象者の定義

難民以外の者で、難民の要件のうち、「迫害を受けるおそれのある理由が『人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見』という難民条約上の5つの理由であること」以外の全ての要件を満たすもの

（注1）令和5年12月1日から運用開始

（注2）補完的保護対象者として認定された者は、原則として「定住者」が付与される等、難民と同様の利益を受けることができる

難民該当性判断の手引（令和5年3月策定）

① 迫害理由・因果関係

- 性的マイノリティ、ジェンダーは、難民条約上の迫害理由にいう「特定の社会的集団の構成員」に該当し得る旨を記載

② 迫害

- 生命、身体又は自由の侵害又は抑圧及びその他の人権の重大な侵害を意味することを明記
- それ自体では迫害に当たらない措置や不利益等も、それら事情が合わさった結果として迫害となり得る旨を記載

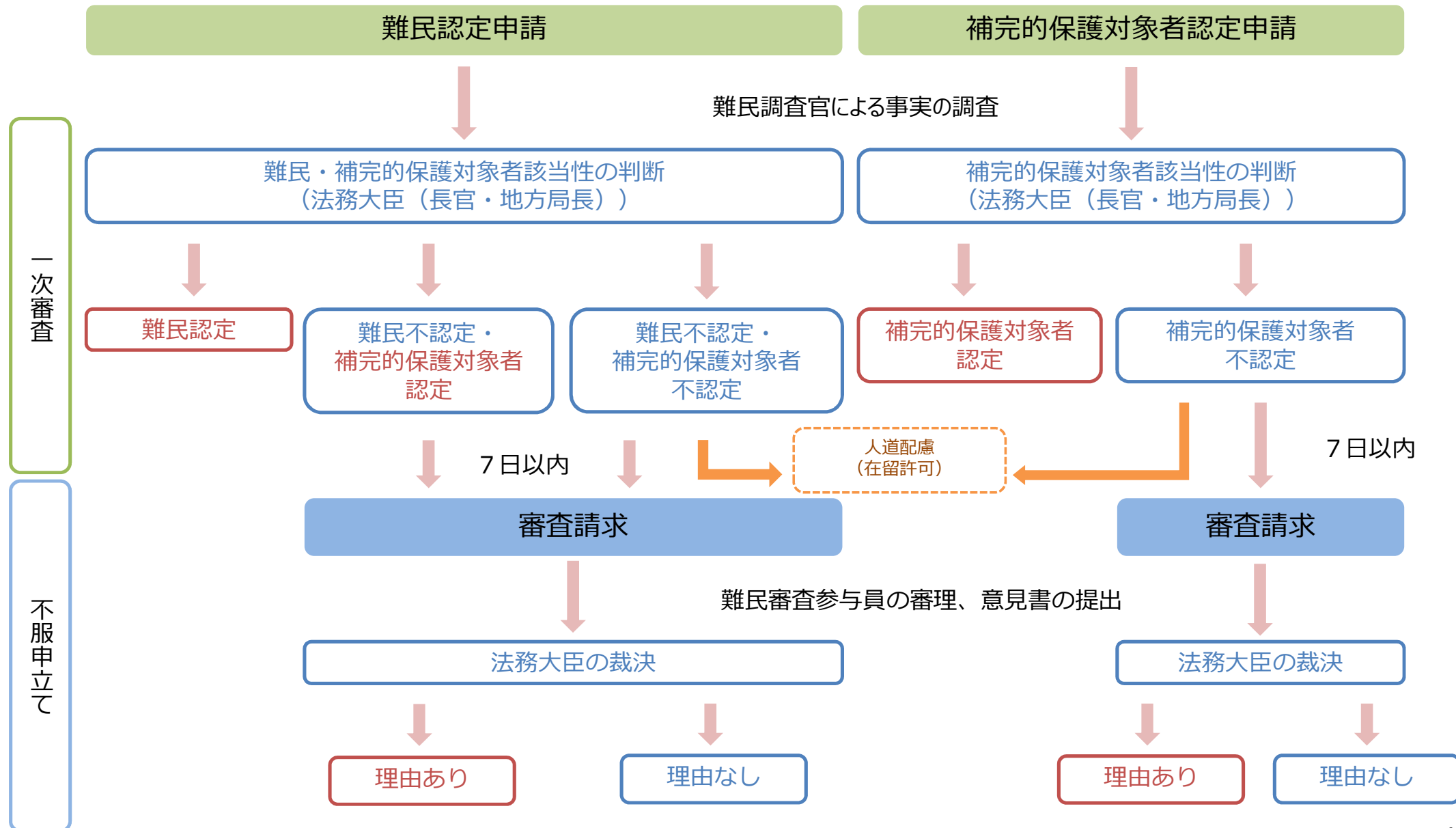
③ 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖

- 迫害を受ける現実的な危険が必要であり、個々の申請者の具体的な事情を踏まえて判断される旨を記載
- 申請者が迫害主体から個別的に認知（把握）されていることは、積極的な事情となり得るが、当該認知がないことのみをもって、直ちに迫害のおそれがないと判断されるものではない旨を明記

④ 国籍国の保護

- 迫害主体が非国家主体である場合で、国籍国が、効果的な保護を与えることを拒否しているときや効果的な保護を与えることができないときに、国籍国の保護があるとは言えない旨を明記
- 効果的な保護の判断要素として、迫害行為を処罰する刑罰法令の整備状況、法執行の意思と能力の有無、申請者が保護を求めることの可否、保護の持続性や差別性の有無を記載

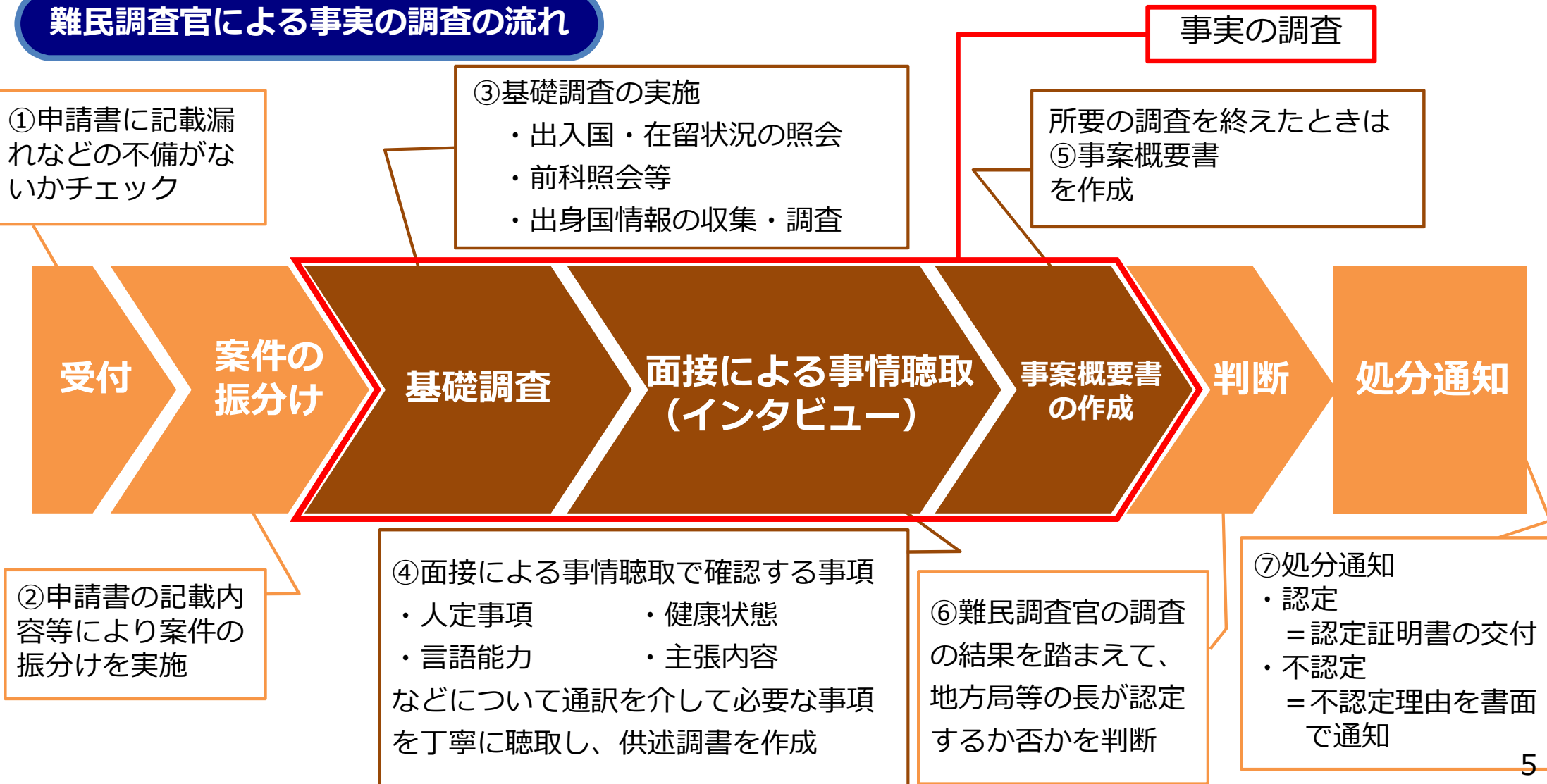
難民認定等手続の流れ（全体）



難民調査官

- 難民調査官は、難民等の認定に必要な事実の調査を行う
- 難民調査官は、入国審査官の中から指定される

難民調査官による事実の調査の流れ



審査請求手続

難民・補完的保護対象者の認定をしない処分、難民・補完的保護対象者の認定の取消処分等について不服がある外国人は、法務大臣に対する審査請求を行うことができる。

審査請求

法務大臣の裁決

理由あり

理由なし

難民審査参与員 の審理、意見書の提出

次のいずれにも該当する者から法務大臣が任命

- 人格が高潔
- 公正な判断をすることが可能
- 法律や国際情勢等についての学識経験を有する者

難民審査参与員制度（平成17年～）

- ◆ 法務大臣は、全ての案件について難民審査参与員の意見を聴かなければならない。
- ◆ 難民審査参与員は、口頭意見陳述その他の審理手続を行う。
- ◆ 3人の難民審査参与員によって構成する班が案件を審理し、法務大臣に意見書を提出する。

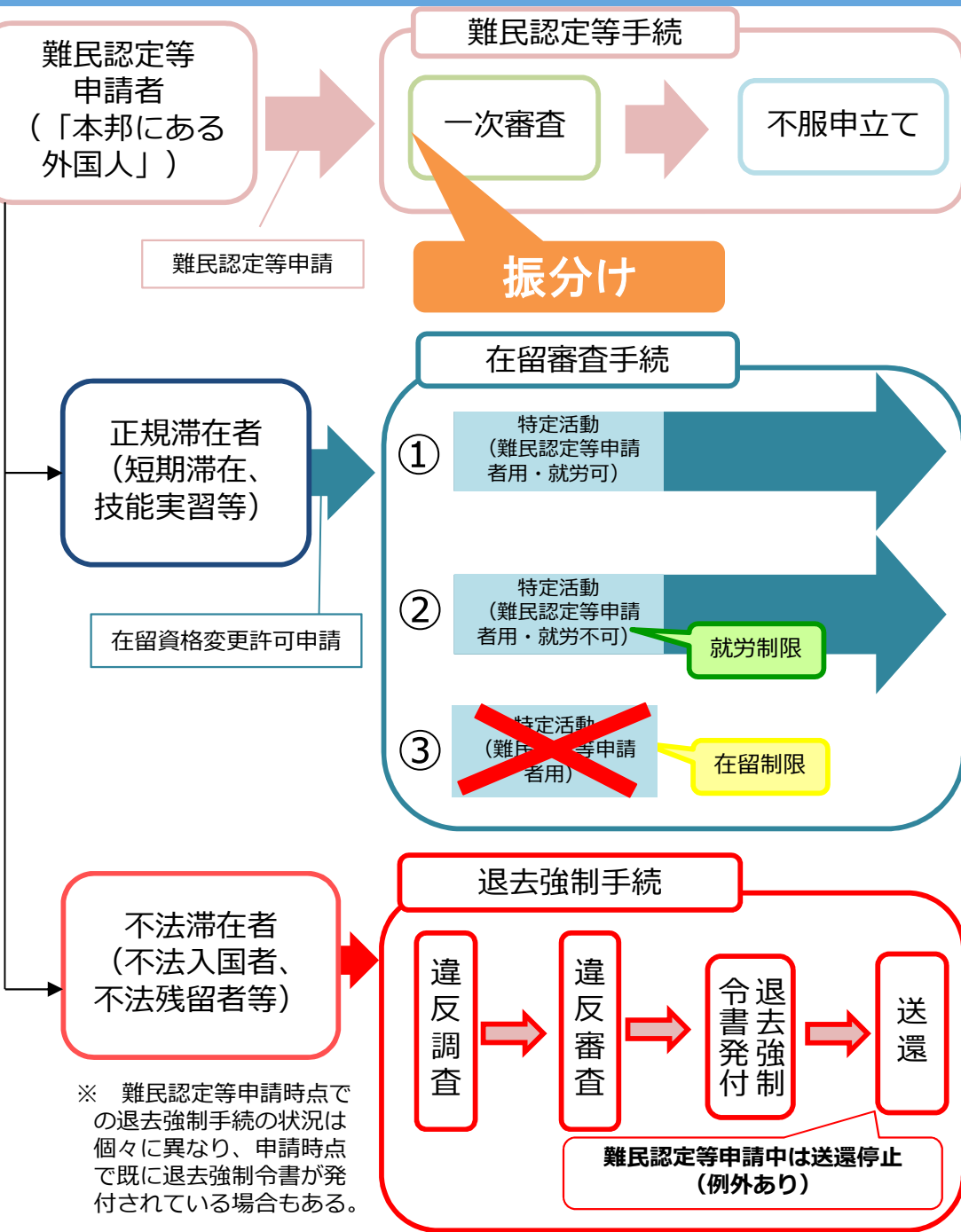
難民認定等申請中の者の在留資格・不法滞在の整理



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



【振分けについて】

難民又は補完的保護対象者として保護すべき案件を迅速に処理し、濫用・誤用的な申請を抑制するため、運用上、申請を受け付けたときは、申請書の記載内容等により以下のA案件からD案件のとおり申請案件の振分けを実施している。

- ◆A案件：難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件
- ◆B案件：難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件
- ◆C案件：再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件
- ◆D案件：上記以外の案件

【特定活動（難民認定等申請者用）について】

振分けの分類に応じて、在留資格「特定活動（難民認定等申請者用）」への在留資格変更許可申請の許可判断を行っている。

- ◆A案件：速やかに「特定活動・6月（就労可）」を付与（①）
- ◆B案件：在留資格変更を許可しない（在留制限）（③）
- ◆C案件：在留資格変更を許可しない（在留制限）（③）
- ◆D案件：申請等から6月経過後は「特定活動・6月（就労可）」を付与（①）
ただし、本来の活動を行わなくなった後に申請をした者、出国準備期間を付与された後に申請した者には「特定活動・3月（就労不可）」を付与（②）（指定される活動）

- ①「本邦に在留し難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求を行っている者が行う、本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受ける活動」
- ②「本邦に在留し難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求を行っている者が行う日常的な活動」

【仮滞在許可について】

不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民認定等申請があったときは、その者の法的地位の安定を図るため、一定の要件（※）を満たす場合には、仮に本邦に滞在することを許可し、その間は、退去強制手続が停止される。なお、仮滞在許可を受けた外国人が生計を維持するために必要な範囲で行う報酬を受ける活動について、その者から申請があった場合に、相当と認められるときには許可される場合がある。

※①本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者は、その事実を知った日）から6か月以内に申請を行ったものであること、②退去強制令書の発付を受けていないこと、③逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由がないこと など

【送還停止効について】

難民認定等申請中は、その者の法的地位の安定を図るため、送還が停止される。ただし、①3回目以降の申請者、②3年以上の実刑前科者、③テロリスト等については、その例外となる。3回目以降の申請については、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出すれば送還が停止される。

※ 難民認定等申請時点での退去強制手続の状況は個々に異なり、申請時点で既に退去強制令書が発付されている場合もある。

空海港

一時庇護上陸許可申請

事情聴取、調査

入国審査官による判断

上陸許可

上陸不許可

出国

退去強制手続

難民認定等申請

許可要件（以下の①②のいずれにも該当）

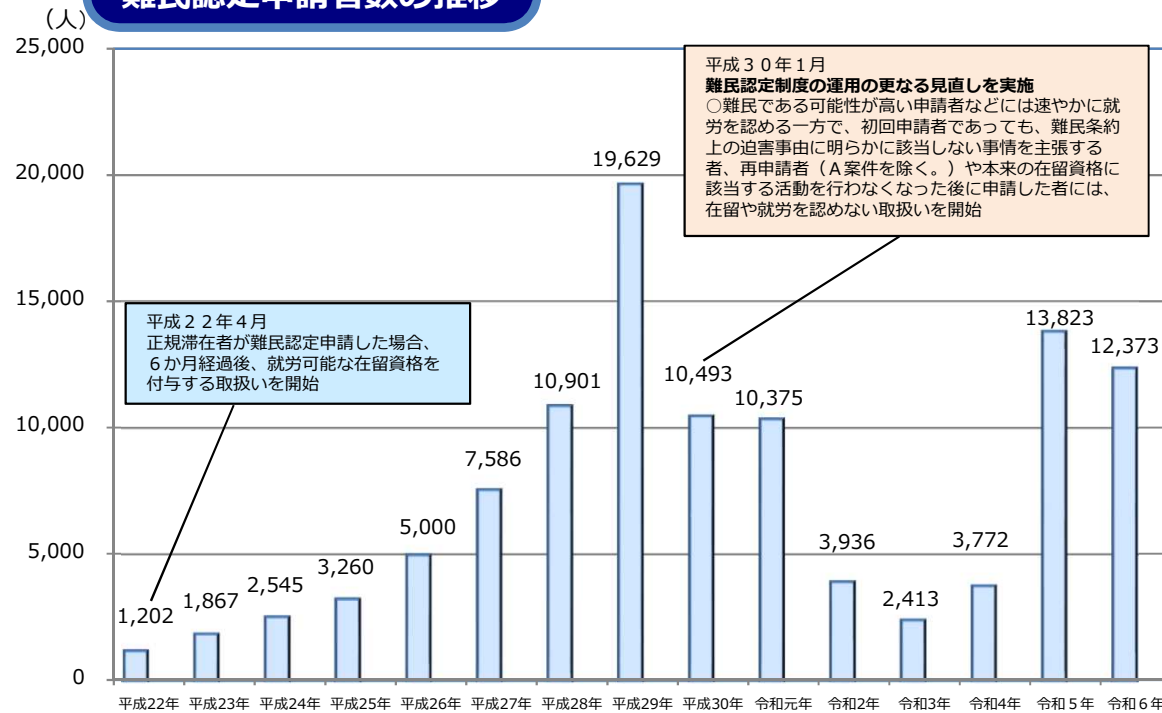
- ①以下のイ又はロのいずれかに該当
 - イ 難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により、生命・身体・自由を害されるおそれのあった領域から逃れて、本邦に入った者であること
 - ロ その者が迫害を受けるおそれのあった領域から逃れて、本邦に入ったものであること
- ② その者を一時的に上陸させることが相当であること

難民認定等申請はいつでもできるが、通常、一時庇護上陸許可申請の結果を待って行われる。

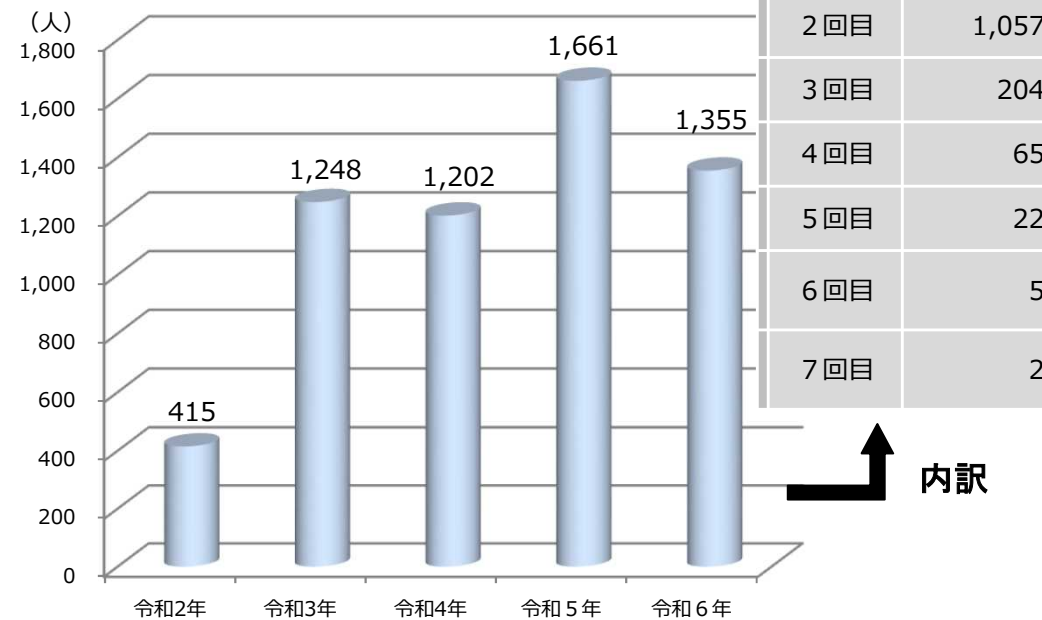
難民認定申請者数の近年における推移（全体）

- 近年急増していた難民認定申請者数は、平成29年に19,629人と過去最高を記録したが、平成30年1月に運用の更なる見直しを実施した結果、同年の申請者数は10,493人と半減した。
- 令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、新規入国者数が減少したことにより、申請者数は大幅に減少。
令和4年3月以降は、水際対策の段階的な緩和などにより、新規入国者数が再び増加したため、令和5年には申請者数13,823人と前年から増加。令和6年には申請者数は12,373人と前年から減少したものの、依然として高水準。
- 複数回申請者数は、令和6年は1,355人と申請者全体の約11.0%を占めている。

難民認定申請者数の推移



複数回申請者数の推移



難民認定申請案件の振分け状況

- 令和6年に地方出入国在留管理局・支局で受け付けた難民認定申請案件12,373件の振分け状況は以下のとおり。
 - ・ A案件（難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件）
1,019件（8.2%）
 - ・ B案件（難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件）
80件（0.6%）
 - ・ C案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件）
1,192件（9.6%）
 - ・ D案件（上記以外の案件）
10,082件（81.5%）

（注）案件の振分けは、地方出入国在留管理局等の振分け担当者が申請書の記載内容等により行っている。

難民認定申請者数の近年における推移（国籍別）

- 令和6年の申請者の国籍は92か国にわたり、主な国籍は、スリランカ、タイ、トルコ、インド、パキスタンである。
- また、申請者総数の約60.3%をこれらの5か国で占めており、申請者の多くが特定の国籍に集中している。
- なお、令和6年6月に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が公表した「UNHCR Refugee Data Finder」において令和5年中に世界で難民認定申請者を多く出していると言われる上位5か国からの申請者数は194人（内訳：ベネズエラ2人、コロンビア0人、シリア54人、キューバ1人、アフガニスタン137人）。

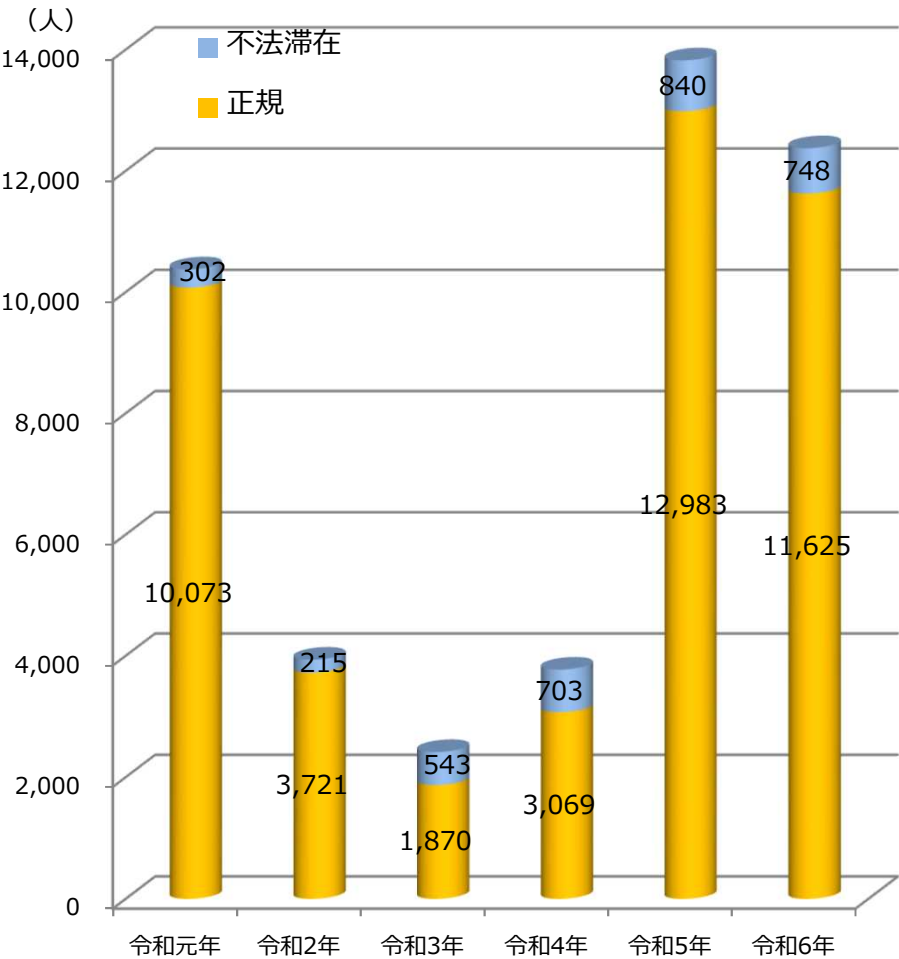
（人）

順位	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		対前年
1	トルコ	836	ミャンマー	612	カンボジア	578	スリランカ	3,778	スリランカ	2,455	35.0%減
2	ミャンマー	602	トルコ	510	スリランカ	502	トルコ	2,406	タイ	2,128	1056.5%増
3	ネパール	466	カンボジア	438	トルコ	445	パキスタン	1,062	トルコ	1,223	49.2%減
4	カンボジア	414	スリランカ	156	ミャンマー	298	インド	934	インド	951	1.8%増
5	スリランカ	370	パキスタン	89	パキスタン	238	カンボジア	888	パキスタン	700	34.1%減
6	パキスタン	326	バングラデシュ	80	バングラデシュ	230	ネパール	697	ミャンマー	627	93.5%増
7	バングラデシュ	266	ネパール	69	ウズベキスタン	210	バングラデシュ	538	バングラデシュ	568	5.6%増
8	インド	130	インド	61	アフガニスタン	182	ウズベキスタン	473	ネパール	506	27.4%減
9	セネガル	53	ナイジェリア	57	インド	172	ミャンマー	324	カンボジア	364	59.0%減
10	カメルーン	48	カメルーン	31	ネパール	130	アフガニスタン	259	ウズベキスタン	265	44.0%減
11	中国	47	イラン	30	カメルーン	84	ナイジェリア	193	ガーナ	251	156.1%増
12	チュニジア	47	中国	28	イラン	79	タイ	184	インドネシア	226	927.3%増
13	ナイジェリア	40	フィリピン	28	セネガル	74	コンゴ民主共和国	178	中国	195	116.7%増
14	ウガンダ	33	ガーナ	22	ウガンダ	61	カメルーン	175	チュニジア	155	23.0%増
15	ガーナ	31	コンゴ民主共和国	20	ナイジェリア	56	セネガル	135	カメルーン	139	20.6%減
16	イラン	25	ウズベキスタン	18	中国	45	カザフスタン	134	アフガニスタン	137	47.1%減
17	インドネシア	24	ウガンダ	17	ギニア	34	チュニジア	126	ウガンダ	116	13.7%増
18	フィリピン	21	セネガル	15	ガーナ	31	ギニア	118	ナイジェリア	114	40.9%減
19	コンゴ民主共和国	17	ギニア	13	チュニジア	31	ウガンダ	102	イラン	108	35.0%増
20	シリア	13	アフガニスタン	12	シリア	30	ガーナ	98	エチオピア	103	212.1%増

難民認定申請者の申請時の在留資格・不法滞在の状況

- 難民認定申請全体に占める正規在留者の割合は高く、令和6年は難民認定申請者の約94.0%が正規在留中に申請。
 - 令和6年における申請時在留資格は、「短期滞在」が最も多く、約77.3%となっている。
- この他、「技能実習」が約3.1%、「特定活動（難民認定等申請者用）」が約3.1%などとなっている。

難民認定申請者の申請時の在留状況



難民認定申請者の申請時の在留資格等

		(人)					
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総計		10,375	3,936	2,413	3,772	13,823	12,373
増減率							10.5%減
正 規		10,073 (97.1%)	3,721 (94.5%)	1,870 (77.5%)	3,069 (81.4%)	12,983 (93.9%)	11,625 (94.0%)
増減率							10.5%減
在留資格	短期滞在	6,919 (66.7%)	1,748 (44.4%)	181 (7.5%)	1,516 (40.2%)	10,738 (77.7%)	9,566 (77.3%)
	技能実習	634 (6.1%)	645 (16.4%)	623 (25.8%)	466 (12.4%)	512 (3.7%)	386 (3.1%)
	特定活動 (難民認定等申請者用)	197 (1.9%)	241 (6.1%)	582 (24.1%)	296 (7.8%)	374 (2.7%)	382 (3.1%)
	留学	824 (7.9%)	470 (11.9%)	65 (2.7%)	47 (1.2%)	111 (0.8%)	198 (1.6%)
	その他 ※カッコ内の数値は、特定活動 (出国準備期間)	1,499 (1,097)	617 (320)	419 (81)	744 (105)	1,248 (426)	1,093 (620)
増減率							12.6%減
不 法 滞 在		302	215	543	703	840	748
増減率							11.0%減

(注) ・本統計上、「不法滞在」は在留許可を有していない者を指す。
・在留資格は、申請者が難民認定申請時に有していた在留資格に基づいて計上している。

難民認定申請（一次審査）の処理状況

- 令和6年における処理数は8,377人であり、前年に比べて1,933人（約2.4%）増加。
- 平均処理期間は約22.3月であり、前年に比べて約4.3月減少。

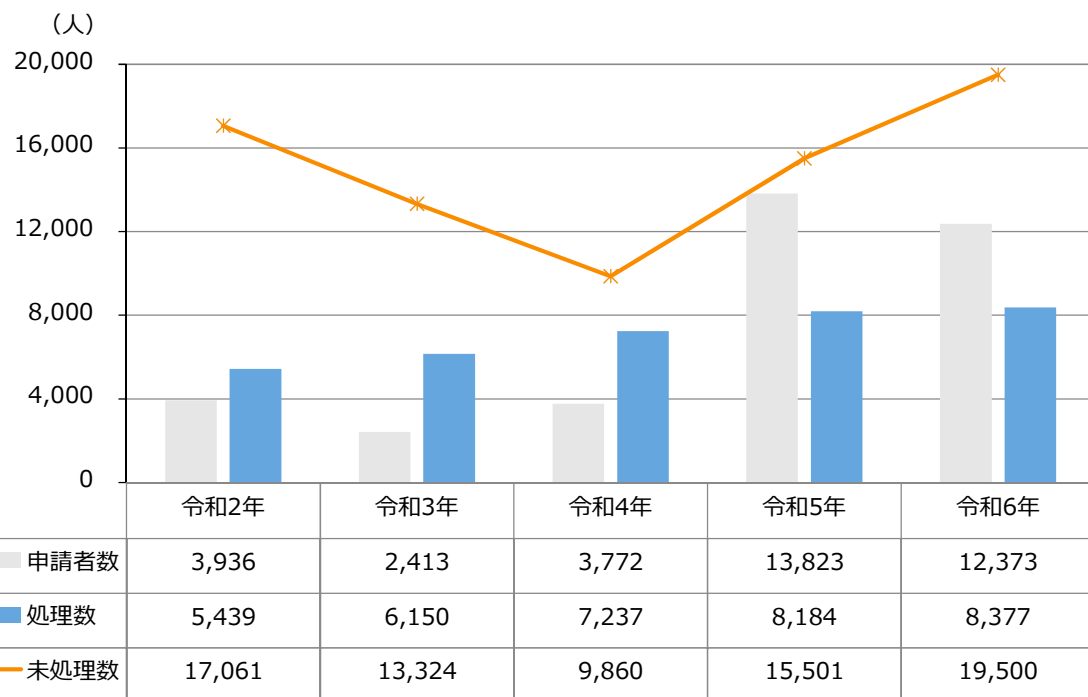
処理状況の推移

(人)

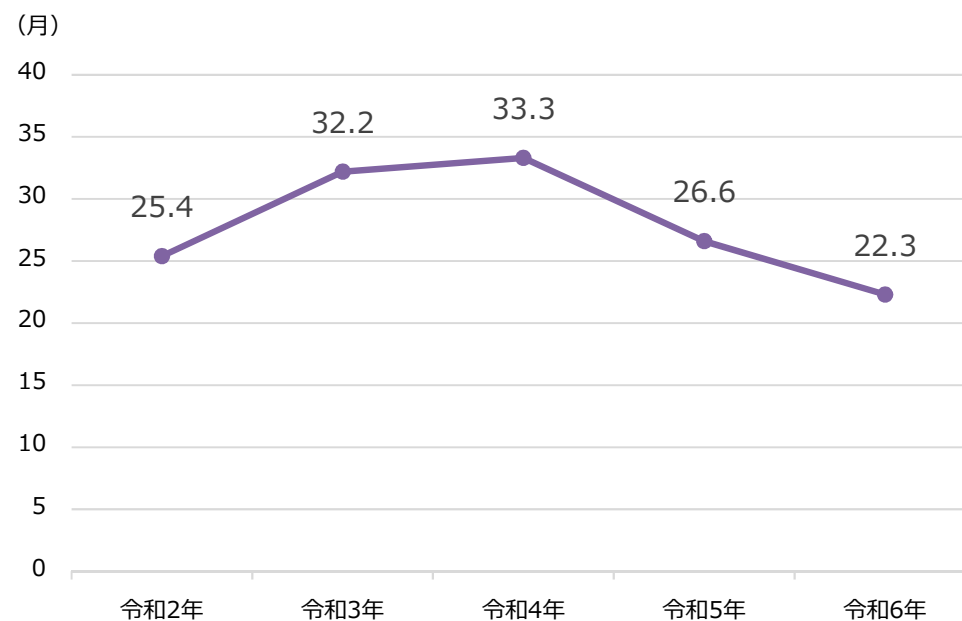
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
処理数	5,439	6,150	7,237	8,184	8,377
認定	46	65	187	289	176
不認定	3,477	4,196	5,418	5,045	5,117
不認定者のうち、補完的保護対象者と認定した者			2	45	
取下げ等	1,916	1,889	1,632	2,850	3,084

申請を取り下げた者の約72.8%が本邦を出国し、約7.4%が本邦に不法に残留し続けている（令和7年2月1日時点）。

未処理数の推移



平均処理期間の推移



補完的保護対象者認定申請（一次審査）の申請・在留・処理の状況



- 補完的保護対象者認定申請者は令和5年は678人であったが、令和6年は1,273人と増加した。
- 令和6年の申請者の国籍は12か国にわたり、主な国籍はウクライナである。
- 令和6年における申請時の在留資格は、紛争からの避難を目的として在留する「特定活動」が最も多く、約78.4%となっている。
- 令和6年における処理数は1,654人である。

補完的保護対象者認定申請者数

(人)

令和5年	令和6年
678	1,273

国籍別 補完的保護対象者認定申請者数の推移

(人)

順位	令和5年		令和6年	
1	ウクライナ	669	ウクライナ	1,239
2	ロシア	5	シリア	14
3	ウズベキスタン	1	ミャンマー	5
4	英国	1	レバノン	5
5	シリア	1	イスラエル	2
6	スリランカ	1	ロシア	2
7			アフガニスタン	1
8			カナダ	1
9			スーダン	1
10			中国	1
11			パキスタン	1
12			フィリピン	1

補完的保護対象者認定申請者の申請時の在留状況

(人)

		令和5年	令和6年	増減率
総 計		678	1,273	87.8%増
正 規		677 (99.9%)	1,269 (99.7%)	87.4%増
在留資格	紛争からの避難を目的として在留する「特定活動」	638 (94.1%)	998 (78.4%)	56.4%増
	その他	39	271 (※)	594.9%増
不法滞在		1	4	300%増

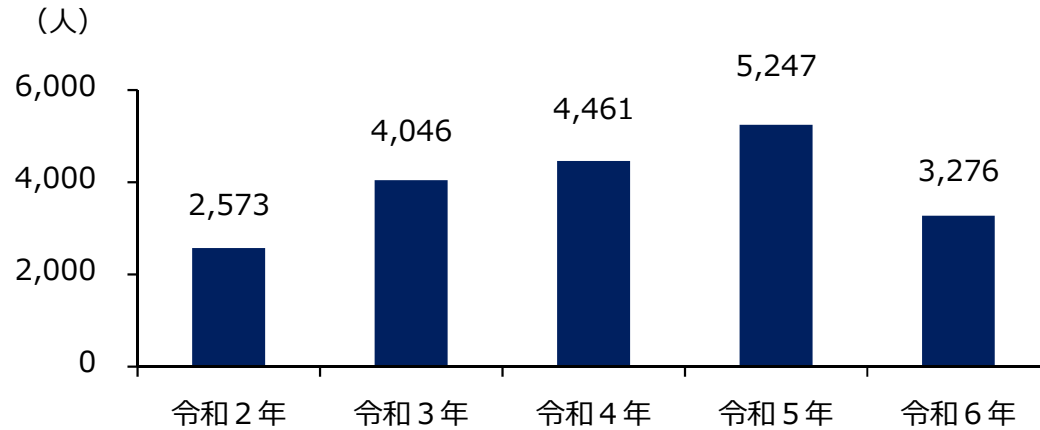
(※) 「短期滞在」が135、「留学」が81

処理状況の推移

(人)

	令和5年	令和6年
処理数	0	1,654
認定	0	1,616
不認定	0	5
取下げ等	0	33

審査請求数の近年における推移（全体・国籍別）



- 令和6年の審査請求数は3,276人であり、前年と比べて約37.6%減少。
- 国籍別の増減率では、スリランカ、ウズベキスタン、タイが前年と比べ大幅に増加。

国籍別 審査請求数の推移

順位	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		対前年増減率	構成比
1	スリランカ	503	スリランカ	1,589	カンボジア	1,470	ミャンマー	1,371	スリランカ	922	83.3%増	28.1%
2	トルコ	444	カンボジア	1,080	スリランカ	676	トルコ	1,208	トルコ	665	45.0%減	20.3%
3	ネパール	386	ネパール	473	ミャンマー	620	バングラデシュ	513	パキスタン	402	7.2%減	12.3%
4	カンボジア	232	パキスタン	166	トルコ	413	カンボジア	506	バングラデシュ	287	44.1%減	8.8%
5	パキスタン	174	バングラデシュ	153	バングラデシュ	350	スリランカ	503	インド	131	49.2%減	4.0%
6	ミャンマー	174	トルコ	92	インド	280	パキスタン	433	カンボジア	114	77.5%減	3.5%
7	インド	161	セネガル	88	パキスタン	234	インド	258	ネパール	94	44.6%増	2.9%
8	バングラデシュ	63	インド	73	ネパール	153	ネパール	65	ミャンマー	90	93.4%減	2.7%
9	フィリピン	58	ミャンマー	70	ナイジェリア	50	ナイジェリア	59	ウズベキスタン	77	113.9%増	2.4%
10	ウガンダ	57	ウガンダ	66	セネガル	25	イラン	42	タイ	72	7100.0%増	2.2%
—	その他	321	その他	196	その他	190	その他	289	その他	422	-	12.9%
総数		2,573		4,046		4,461		5,247		3,276	37.6%減	100.0%

（注）表の割合（%）は表示桁数未満を四捨五入しているため、その合計は必ずしも総数とは一致しない。

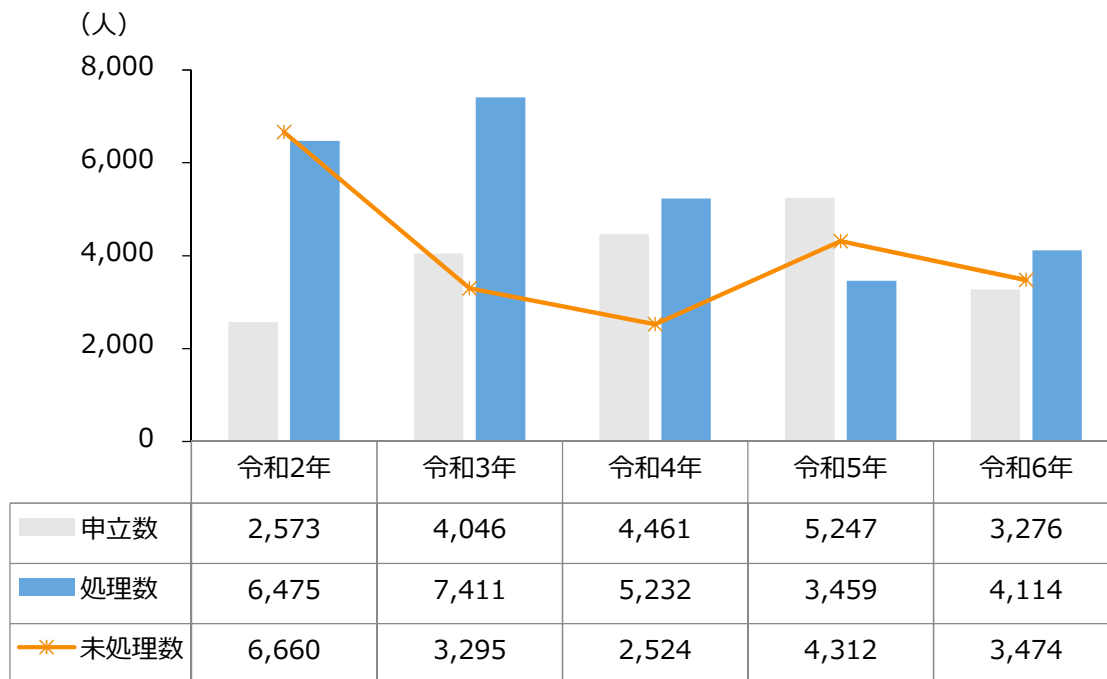
処理状況の推移

(人)

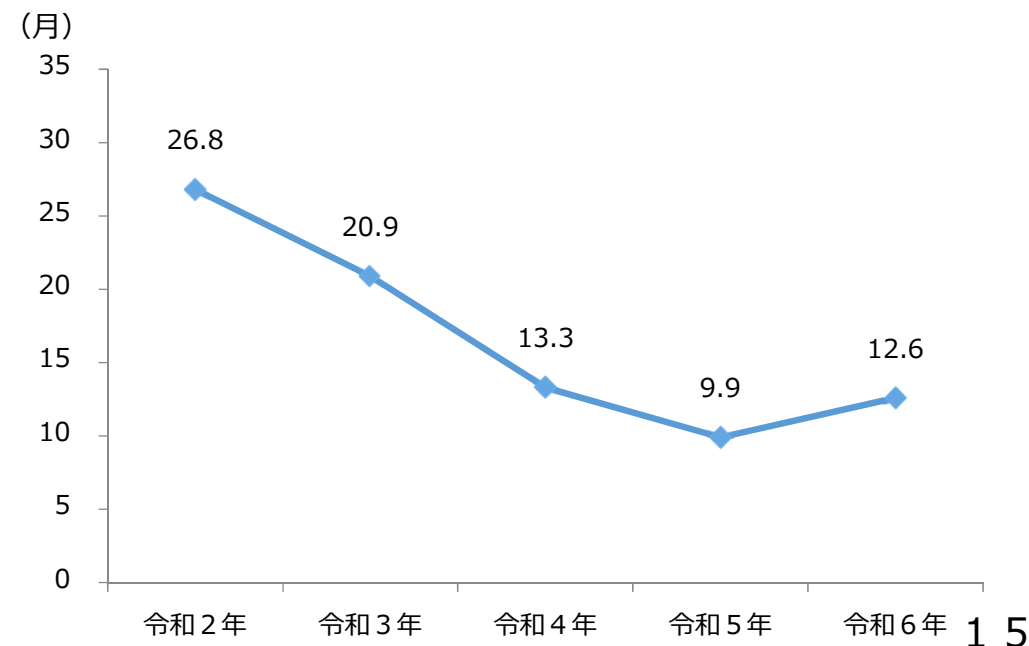
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比 増減率
申立数	2,573	4,046	4,461	5,247	3,276	37.6%減
処理数	6,475	7,411	5,232	3,459	4,114	18.9%増
理由あり	1	9	15	14	14	0.0%
理由なし	5,271	6,732	4,725	2,582	3,152	22.1%増
取下げ等	1,203	670	492	863	948	9.8%増
未処理数	6,660	3,295	2,524	4,312	3,474	19.4%減
異議申立て	188	17	12	5	1	80.0%減
審査請求	6,472	3,278	2,512	4,307	3,473	19.4%減

- 令和6年における処理数は、4,114人であり、前年と比べて約18.9%増加。
- 令和6年における未処理数は、3,474人であり、前年と比べて約19.4%減少。
- 平均処理期間は令和4年に大幅に短縮され、以降、横ばいで推移。

未処理数の推移



平均処理期間の推移



難民及び補完的保護対象者の認定状況



- 令和6年の難民認定者数は190人（うち審査請求で「理由あり」とされた者14人）、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者が45人、人道上の配慮を理由に我が国での在留を認めた者が333人であり、合計で568人に対し、難民認定申請の結果、我が国での在留を認めた。
- 令和6年の補完的保護対象者認定者数は1,616人（うち審査請求で「理由あり」とされた者0人）、人道上の配慮を理由に我が国での在留を認めた者が2人であり、合計で1,618人に対し、補完的保護対象者認定申請の結果、我が国での在留を認めた。

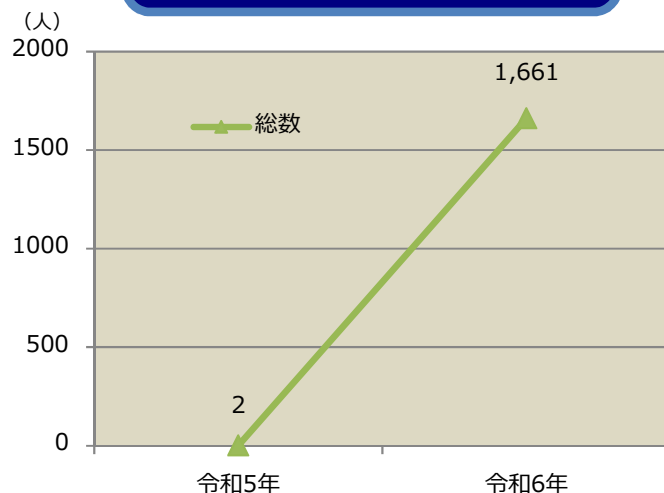
難民認定者数の推移



難民認定者の国籍別の内訳

令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
イエメン	11	ミャンマー	32	アフガニスタン	147	アフガニスタン	237	アフガニスタン	102
中国	11	中国	18	ミャンマー	26	ミャンマー	27	ミャンマー	36
アフガニスタン	5	アフガニスタン	9	中国	9	エチオピア	6	イエメン	18
シリア	4	イラン	4	エリトリア	5	イエメン	5	パレスチナ	8
ギニア	3	イエメン	3	カメルーン	4	中国	5	中国	5
コンゴ民主共和国	3	ウガンダ	2	イエメン	3	イラン	3	エリトリア	4
ルワンダ	3	カメルーン	2	ウガンダ	2	ウガンダ	3	イラン	3
イラク	2	イラク	1	エチオピア	2	トルコ	3	ウガンダ	3
イラン	1	ガーナ	1	カンボジア	1	カメルーン	2	カメルーン	3
ウガンダ	1	パキスタン	1	コンゴ民主共和国	1	コンゴ民主共和国	2	カンボジア	2
コートジボワール	1	南スーダン共和国	1	トルコ	1	ガンビア	1	イラク	1
スーダン	1			リビア	1	カンボジア	1	エチオピア	1
無国籍	1					シリア	1	コンゴ民主共和国	1
						スーダン	1	バングラデシュ	1
						スリランカ	1	マリ	1
						ソマリア	1	ロシア	1
						ナイジェリア	1		
						バングラデシュ	1		
						レバノン	1		
						無国籍	1		
総数	47	総数	74	総数	202	総数	303	総数	190

補完的保護対象者認定者数の推移

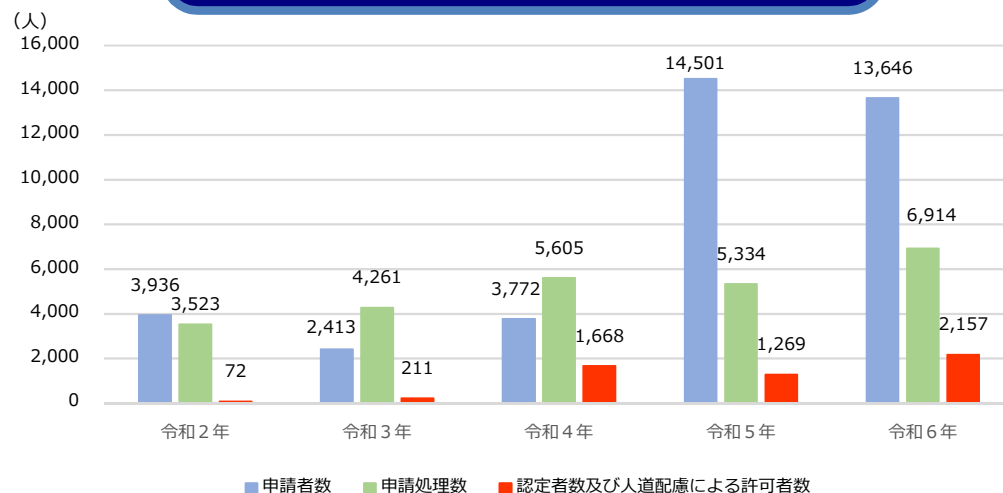


補完的保護対象者認定者の国籍別の内訳

令和5年		令和6年	
ウクライナ	1	ウクライナ	1,618
スーダン	1	シリア	17
		ミャンマー	13
		スーダン	11
		アフガニスタン	1
		ウズベキスタン	1
総数	2	総数	1,661

■ 一次審査において難民認定した者、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者として認定した者、人道上の配慮を理由に我が国での在留を認めた者、の合計について、処分件数に占める割合を算出すると、令和6年は約31.2%となる。

近年の難民認定者数等



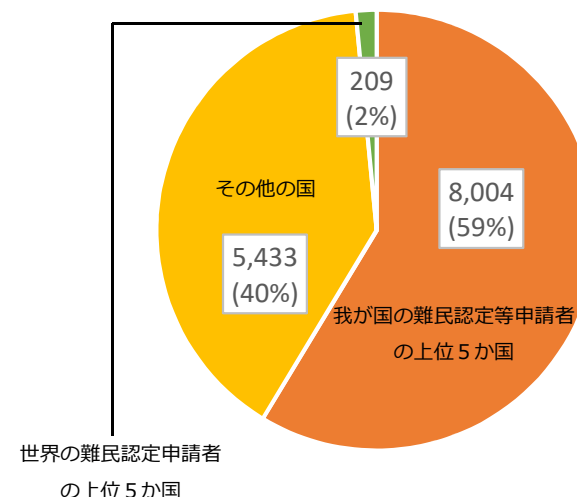
(注1) 申請処理数は当該年における一次審査の処理件数全体から申請を取り下げた者等を除いた数値
(注2) 令和5年から、補完的保護対象者認定申請に係る数をそれぞれの数値に計上している。

国籍別認定者・申請者等上位5か国

	我が国の申請者	世界の申請者	我が国の認定者等
1	スリランカ	ベネズエラ	ウクライナ
2	タイ	コロンビア	ミャンマー
3	ウクライナ	シリア	アフガニスタン
4	トルコ	キューバ	イエメン
5	インド	アフガニスタン	シリア

(注4) 「我が国の申請者」は令和6年の難民認定申請者数及び補完的保護対象者認定申請者数の合計上位5か国。「世界の申請者」は国連難民高等弁務官事務所「UNHCR Refugee Data Finder」における難民認定申請者数の国籍上位5か国。「我が国の認定者等」は、令和6年の難民認定者数、補完的保護対象者認定者数及び人道配慮による在留許可者数の合計上位5か国。

国籍別難民認定等申請者数



(注3) 出典：国連難民高等弁務官事務所「UNHCR Refugee Data Finder」

こうした状況の中で我が国は

約31.2% (令和6年中)

の方々を保護している

(注5) 令和6年における申請処理数に対して、認定者数及び人道配慮による在留許可者数の合計が占める割合

①「難民該当性判断の手引」の策定・公表

- 難民認定制度の透明性向上の観点から、**難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定し、公表**（令和5年3月）
（注）補完的保護対象者認定制度の審査にも活用可能

★MOCに基づく新たな協力

②難民調査官の能力向上

- 従来の難民調査官に対する研修に加えて、以下の研修を実施
 - **新任難民調査官研修**：新任の調査官を中心に基礎的な知識・技能を習得（令和5年4月から開始。年2回実施）
 - **ケーススタディ方式研修**：経験者を中心に実践的な技能を習得（令和5年12月から事案検討中心に改編）
 - **出身国情報研修**：出身国情報の収集・分析に特化した知識・技能を習得（令和6年9月から開始）
- **難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディ**（※）をUNHCRと共同で実施し、以下の事項を難民調査官に周知
 - 事情聴取の際の申請者への配慮等（令和5年4月）
 - （※）実際の申請案件の資料をUNHCRに提供し、調査手法等について事後検証するもの
 - 供述の信ぴょう性評価や出身国情報収集における留意点等（令和6年12月）

★MOCに基づく新たな協力

③出身国情報の充実

- 出身国情報収集に専従する職員を本庁に配置（令和4年4月係長新設。令和5年4月以降順次、法務専門官の増設等体制を強化）
 - **諸外国が公表した報告**を日本語に翻訳し、**出身国別・発行年別に整理してホームページに掲載**（令和7年2月末時点で58か国）
 - 収集した情報を**国籍・テーマごとに整理して難民調査官に提供**
 - 難民調査官からの**個別の調査依頼に対応**
- 難民を多く受け入れている**諸外国との情報交換**を実施（令和4年～）

④難民審査参与員への研修

- 協議会を開催（年1回）、法改正に係る説明会（令和6年1月）、専門家による**本国情勢に関する講演会**（令和5年12月、令和6年7月）、**UNHCRによる研修**（令和7年2月）を実施。
- 新任の参与員について、従前から任命時に説明会を開催しているほか、**経験豊富な参与員の審理傍聴**の機会を提供（令和5年9月～）

★MOCに基づく新たな協力

UNHCRと協力覚書（MOC）の交換（令和3年7月）

- 入管庁とUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）との間で協力関係を一層発展させるための覚書を交換
- **難民認定制度の質の向上に資する施策を実施するために必要な協力**を行う

審査期間の長期化（現状及び対策）



■ 審査期間が長期化している背景

- 難民認定申請数の急増（平成29年に19,629人と過去最高を記録。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る水際対策の緩和を受けて再び急増）
- 難民認定申請者の国籍の多様化（令和6年：92か国）
- 難民認定申請者の申立て内容の多様化（性的マイノリティ、ジェンダーに関連する迫害等）

（注1）難民認定申請がされた場合には、難民該当性の判断に加え、補完的保護対象者該当性についても判断することとなった。また、補完的対象者認定申請が令和6年で1,273件されており、処理件数は1,654件、平均処理期間は約2.6月となっている。

（注2）申請者の国籍や申立て内容に対応した形で、出身国情報を的確に収集する必要性が高まっている。

■ 処理促進のための取組

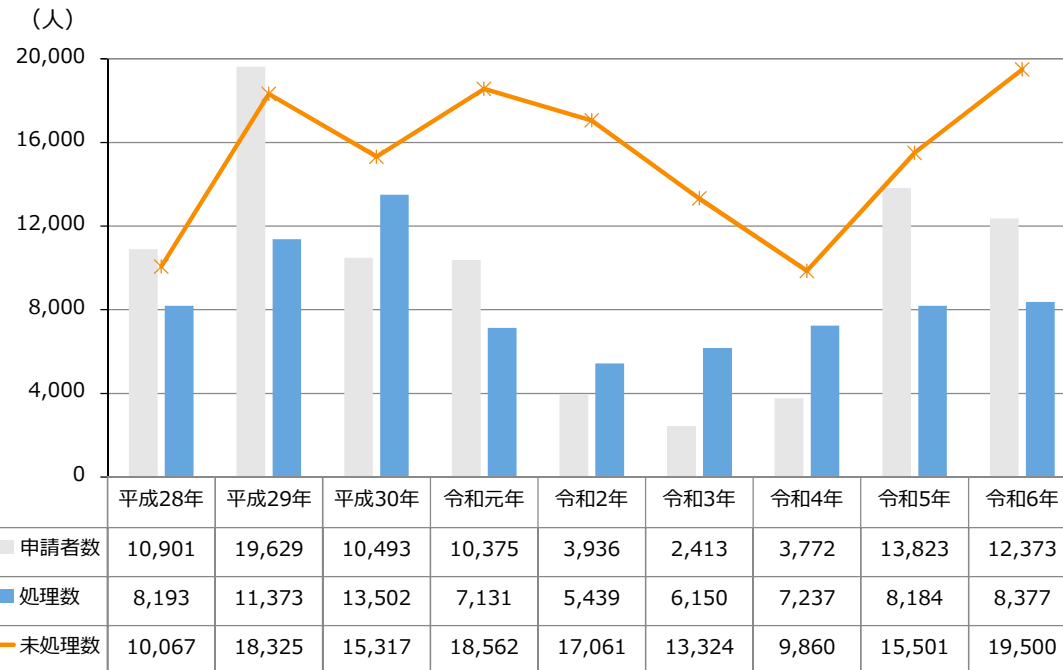
- 申請案件の振分け（注1）
- 難民の認定に係る権限の委任（法務大臣→地方局長）（注2）
- 再申請用の難民認定申請書様式の新設（注2）
- 初回申請用の難民認定申請書様式の見直し（注3）
- 出身国情報の充実
- 国籍別の主な申立て内容を踏まえた出身国情報の収集・活用や審査手法の見直し

（注1）平成27年9月から実施

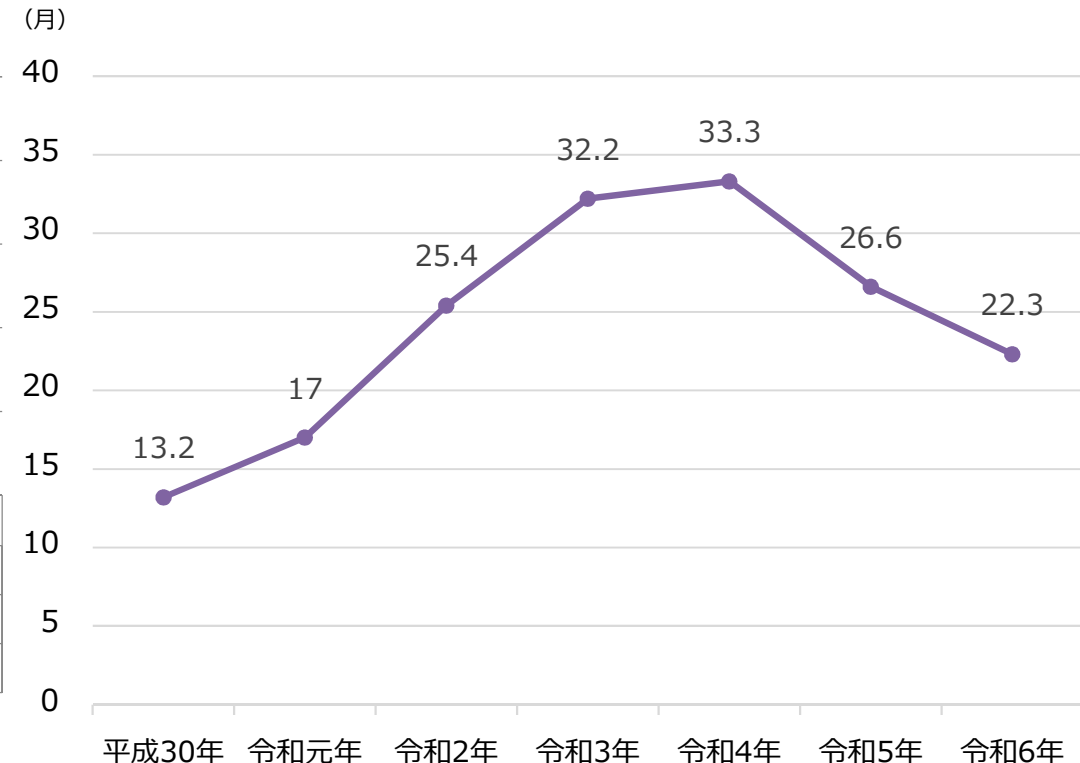
（注2）平成29年6月から実施

（注3）令和6年6月から実施

申請者数・処理数・未処理数の推移（一次審査）



平均処理期間の推移（一次審査）



第三国定住による難民の受入れ



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

第三国定住とは

- 難民キャンプ等で一時的な庇護を受けている難民を、当初庇護を求めた国から、新たに受入れに合意した第三国に移動させ定住を認めるもの。
- 第三国定住は、自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策のひとつとして位置付けられている。
- UNHCRは、国際社会において負担を適正に分担するという観点から、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。
- 日本政府は、UNHCRと協力して第三国定住による難民の受入れに取り組んでいる。

実施状況

《難民対策連絡調整会議》・・・13省庁：内閣官房、警察庁、総務省、**法務省（出入国在留管理庁）**、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁

平成20年

(2008年)

閣議了解・難民対策連絡調整会議決定（12月）

- タイの難民キャンプから毎年30人程度（家族単位）のミャンマー難民をパイロットケースとして受け入れ、定住を支援する。

平成22年度

平成26年度

(2010～2014年度)

H22（第1陣）タイ第一陣入国（9月・10月）：5世帯27名
H23（第2陣）タイ第二陣入国（9月）：4世帯18名
H24（第3陣）タイ第三陣：来日前に全員辞退（受入れ人数0）
H25（第4陣）タイ第四陣（9月）：4世帯18名
H26（第5陣）タイ第五陣（9月）：5世帯23名

平成26年

(2014年)

閣議了解・難民対策連絡調整会議決定（1月）

- 平成27年度からは本格実施し、マレーシアから毎年30人程度（家族単位）のミャンマー難民を受け入れ、定住を支援する。
- 第三国定住によりタイから受け入れたミャンマー難民の家族の呼び寄せを可能とし、定住を支援する。

平成27年度

令和元年度

(2015～2019年度)

H27（第6陣）マレーシア第一陣入国（9月）：6世帯19名
H28（第7陣）マレーシア第二陣入国（9月）：7世帯18名
H29（第8陣）マレーシア第三陣入国（9月）：8世帯29名
H30（第9陣）マレーシア第四陣入国（9月）：5世帯22名
R1（第10陣）マレーシア第五陣入国（9月）：6世帯20名

令和元年

(2019年)

閣議了解・難民対策連絡調整会議決定（6月）

- 令和2年度からは、アジア地域から年1～2回・年約60人の難民（出身国・地域を問わない）を受け入れ、定住を支援する。
- 受入れは家族単位を基本とするが、単身者も受け入れる。
- 第三国定住により受け入れた全ての第三国定住難民の家族の呼び寄せを可能とし、定住を支援する。

令和2年度

(2020年度)

世界的な新型コロナウイルス感染症による感染拡大の影響等により、受入れ時期を延期。

令和3年度

(2021年度)

（第11陣）マレーシア第六陣入国（R4.3月）：4世帯6名

令和4年度

(2022年度)

（第12陣）マレーシア第七陣入国（R4.9月）：16世帯29名
（第13陣）マレーシア第八陣入国（R5.3月）：20世帯21名

令和5年度

(2023年度)

（第14陣）マレーシア第九陣入国（R5.9月）：11世帯26名
（第15陣）マレーシア第十陣入国（R6.3月）：21世帯29名

令和6年度

(2024年度)

（第16陣）マレーシア第十一陣入国（R6.9月）：11世帯18名

H22～R6年度
(2010～2024年度)

133世帯323名
を受入れ

H27～R6年度
(2015～2024年度)

115世帯237名
を受入れ

	条約難民	補完的保護対象者	第三国定住難民
定住支援プログラムの内容等			
受講期間	昼間 6 か月コース又は夜間 1 年コース		昼間 6 か月コース
生活ガイダンス	1 2 0 時限（※ 1 時限 = 4 5 分）		1 2 0 時限（※）
日本語教育 （文部科学省所管）	5 7 2 時限（※）		5 7 2 時限（※）
就労支援 （厚生労働省所管）	相談員による 職業相談・紹介 職場適応訓練	ハローワークによる 職業相談・紹介	相談員による 職業相談・紹介 職場適応訓練
生活費等	生活費、医療費、住居費、定住手当		生活費、医療費、 定住手当
宿泊施設の提供	必要に応じて提供		全員入居
その他の支援			
相談事業	あり		あり
教育訓練援助金	あり		あり
難民認定申請者又は補完的保護対象者認定申請者（保護措置）＊			
保護費	生活費、医療費、住居費		
宿泊施設の提供	必要に応じて提供		
相談事業	あり		

＊生活に困窮している者に限る

(参考)

難民認定等申請の振分けの変遷

●平成22年3月の見直し (難民認定申請から6月経過した者について、それまで個別に就労の必要性を判断していたところ、生活の安定のため、希望があれば一律に就労を許可。)

初 回 申 請			申請から6月以内：「特定活動・6月（就労不可）」を付与 申請から6月経過後：「特定活動・6月（就労可）」を付与	再 申 請			「特定活動・6月（就労可）」
------------------	--	--	--	-------------	--	--	----------------

●平成27年9月の見直し (案件の事前振分を行うとともに、分類に応じて、再申請者の一部について就労制限（就労不可の在留資格を付与）・在留制限（在留資格を付与しない→不法残留）を実施。)

【振分けの分類】

A案件：難民条約上の難民である可能性が高い案件、又は、本国が内戦状況にあることにより人道上の配慮を要する案件

B案件：難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件※

C案件：再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件※

D案件：上記以外の案件

※人道配慮の必要性を検討する必要がある場合はD案件とする。

初 回 申 請		分類	振分け後	再 申 請		分類	振分け後
		A	申請から6月以内：「特定活動・6月（就労不可）」 申請から6月経過後：「特定活動・6月（就労可）」			A	「特定活動・6月（就労可）」
		B	申請から6月経過後：「特定活動・6月（就労可）」			—	—
		—	—			C	就労制限（正当な理由なく2回目の申請をした者）：「特定活動・6月（就労不可）」 在留制限（正当な理由なく3回以上の申請をした者／条約外事由を申し立てて2回目の申請をした者）
		D	申請から6月以内：「特定活動・6月（就労不可）」 申請から6月経過後：「特定活動・6月（就労可）」			D	「特定活動・6月（就労可）」

●平成30年1月の見直し (初回申請者にも分類に応じて、就労制限・在留制限を実施。再申請者は基本的に在留制限を実施。)

初 回 申 請	振分け期間	分類	振分け後	再 申 請	振分け期間	分類	振分け後
	・2月を超えない期間（振分け期間が必要な場合） ・就労不可	A	「A案件」判明後、速やかに「特定活動・6月（就労可）」を付与		・2月を超えない期間 ・就労不可 ※	A	「A案件」判明後、速やかに「特定活動・6月（就労可）」を付与
		B	在留制限			—	—
		—	—			C	在留制限
		D	就労制限なし： 申請等から6月以内：「特定活動・3月（就労不可）」※ 申請等から6月経過後：「特定活動・6月（就労可）」 就労制限（本来の在留活動を行わなくなった後に申請した者／出国準備期間を付与された後に申請した者）：「特定活動・3月（就労不可）」			D	

※6月から3月に短縮。

※本国情勢等の著しい変化の有無の観点から、受付時に判断する。

令和5年改正入管法審議における参議院の附帯決議



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 紛争避難民のみならず、国籍国等に帰国した場合に生命の恣意的な剥奪、拷問等を受けるおそれがある者や残虐な取扱い若しくは刑罰を受けるおそれがある者、又は強制失踪のおそれがある者など、真に保護を必要とする者を確実に保護できるように努めること。
- 2 難民等の認定申請を行った外国人に対し質問をする際の手続の透明性・公平性を高める措置について検討を加え、十分な配慮を行うこと。
- 3 難民審査請求における口頭意見陳述の適正な活用を進めるとともに、難民認定に関連する知識等を十分に考慮した上で、難民審査参与員の任命を行うこと。
- 4 送還停止効の例外規定の適用状況について、この法律の施行後5年以内を目途として必要な見直しを検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 5 送還停止効の例外規定を適用して送還を実施する場合であっても、第53条第3項に違反する送還を行うことがないよう、送還先国の情勢に関する情報、専門的知識等を十分に踏まえること。
- 6 「難民の認定等を適正に行うための措置」の実施に当たっては、令和3年7月に国連難民高等弁務官事務所との間で締結した協力覚書に基づき適切な措置をとること。
- 7 難民の認定等を迅速かつ適切に行うに当たって必要な予算の確保及び人的体制の拡充を図るとともに、難民調査官、難民審査参与員など当該認定等に関与する者に対して、必要な研修を行うこと。また、研修の成果が実際の難民等の認定実務に活かされるよう、研修の内容及び手法の改良に継続的に取り組むこと。
- 8 難民該当性判断の手引のみでなく、事実認定の手法を含めたより包括的な研修を実施すること。さらに、実際の難民認定実務における難民該当性判断の手引の運用状況を踏まえつつ、関係機関や有識者等の協力を得て、同手引の定期的な見直し・更新を行い、難民該当性に関する規範的要素の更なる明確化を図ること。
- 9 国連難民高等弁務官事務所との協力覚書のもと、難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディの取組をより一層強化し、難民認定制度の質の向上に努めること。
- 10 最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保すること。日本における難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報を取りまとめて、業務に支障のない範囲内で公表するとともに、難民不認定処分を受けた者が的確に不認定の理由を把握できるよう、その者に対する情報開示の在り方について検討すること。
- 11 監理措置制度を適正に活用し、収容が不必要に長期にわたらないよう配慮すること。
- 12 監理措置・仮放免制度の運用に当たっては、監理人と被監理者の信頼関係及び関係者のプライバシーを尊重するとともに、監理人に過度な負担とならないよう配慮すること。
- 13 健康上の理由による仮放免請求の判断の際には、医師の意見を聴くなどして健康状態に十分な配慮を行うこと。
- 14 在留特別許可のガイドラインの策定に当たっては、子どもの利益や家族の結合、日本人又は特別永住者との婚姻関係や無国籍性への十分な配慮を行うこと。
- 15 「外国人との共生社会の実現」を推進するため、出入国在留管理庁の予算・組織・体制の在り方について検討すること。